

相続人代表者指定(変更)届出兼固定資産現所有者申告書																							
(宛先)松本市長																		年		月		日	
届出(申告)者										住所 氏名 電話番号													
被相続人に係る松本市の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項(地方税法施行令第2条第6項)の規定により届け出ます。 また、被相続人が固定資産を有する場合(固定資産課税台帳の所有者である場合)は、固定資産を現に所有する者として、松本市市税条例第68条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。																							
被相続人	住所																						
	ふりがな											死亡年月日				年 月 日							
	氏名																						
相続人(現所有者)代表者	住所	〒 (電話番号)																					
	ふりがな											生年月日				年 月 日							
	氏名											被相続人との続柄											
	個人(法人)番号												持 分										
代表者以外の相続人(現所有者)	ふりがな氏(生年月日)	被相続人との続柄				持分		住所															
	(年 月 日)							〒 (電話番号)															
	(年 月 日)							〒 (電話番号)															
	(年 月 日)							〒 (電話番号)															
所有者	氏 名				宛名番号								管 理 人 コード										
受付		係		処 理		係 長		課 長															
				入力 市民税課控						No.													

備 考

- 1 相続人代表者指定（変更）届出書は、賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を定め、届け出していただくものです（市・県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税）。
- 2 固定資産現所有者申告書は、固定資産の所有者が亡くなり、賦課期日（1月1日）までに相続登記や未登記家屋の名義変更手続きが行われていない場合に、現所有者（通常相続人）が、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過する日までに申告していただくものです。
- 3 固定資産現所有者申告書に該当しない場合、「個人（法人）番号」及び「持分」欄への記入は不要です。
- 4 「持分」欄は、確定している場合はその持分を、確定していない場合は法定相続持分を記入してください。
- 5 この届出書（申告書）は、固定資産の実際の権利関係を定めるものではありません。不動産登記簿上の所有権の変更は、法務局で手続きをしていただく必要があります。また、相続税の手続きとも関係ありません。